

## 狭山市宅地等の開発に関する指導要綱に基づく工事完了届兼検査依頼書の提出及び検査済証の交付について

事業者は、工事が完了したときは、工事完了届兼検査依頼書を提出し完了検査を受けてください。ただし、検査は各課と日程調整があるため依頼書提出後、1週間程度要します。

### 1 工事完了届兼検査依頼書 添付図書及び提出部数

添付図書 案内図、「狭山市開発事前協議書」の写し

下記に該当する場合写しを添付

- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化完了報告書写
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく工事完了結果指示書写

提出部数 原本 1部

副本 7部（工事完了届兼検査依頼書写しと案内図）

排水設備等工事完了届

下水道の検査がある場合は、工事完了届兼検査依頼書を開発審査課へ提出すると共に狭山市下水道排水設備指定工事店より排水設備等工事完了届と排水計画図を添えて下水道施設課へ提出してください。

### 2 検査項目・検査員

協議締結事項について、関係各課の担当職員により検査します。

なお、当日は設計・施工者及び狭山市下水道排水設備指定工事店の立会いをお願いします。

### 3 開発事前協議工事検査済証の交付

完了検査の結果、事前協議の内容に適していると認めたときは、開発事前協議工事検査済証を事業者に対し交付します。

なお、完了検査時に是正事項が指摘された場合、是正の結果を確認後交付となります。